

平成 27 年 3 月 9 日

申請者の皆様へ

大阪府住宅まちづくり部建築振興課

経営事項審査の審査方法について

大阪府知事許可に係る経営事項審査の審査項目及び基準の改正について、建設業法の一部の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴う変更・追加項目及び審査方法は、下記のとおりとしますのでお知らせします。

なお、提出・提示書類の変更や追加などの申請に係る取扱いや制度の変更、その他記載内容の修正があった場合には、本府建築振興課のホームページや申請会場などでお知らせいたしますので、ご注意くださいようお願いいたします。

（1）若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価

① 継続的な取組を評価（一律 1 点）

技術職員名簿に記載された 35 歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の 15 % 以上の場合

- ・ 技術職員名簿（規則別記様式第 25 号の 11 別紙 2）に記載されている職員のうち若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況（審査基準日時点で満 35 歳未満であること）を確認できる、官公庁又は公的機関・団体が発行した書類の写しの提出を求めます。

（例：国民健康保険証・健康保険被保険者証・運転免許証・住民票等）

- ・ 技術職員名簿に記載した全ての技術職員について確認します。
- ・ 満年齢及び生年月日が確認できる書類に限ります。（年齢のみが記載されている書類は不可）
- ・ 若年技術職員（審査基準日時点で満 35 歳未満であること）の人数が技術職員の人数の合計の 15 パーセント以上である場合、評価対象となります。

※審査基準日が平成 26 年 11 月 30 日の場合の満年齢の数え方

生年月日が昭和 54 年 12 月 1 日以前の者は満 35 歳以上となり、昭和 54 年 12 月 2 日以降の者は満 35 歳未満となります。

※生年月日の前日に満年齢となります（年齢計算ニ関スル法律）ので、ご注意ください。

※計算例

- ①【若年技術職員の継続的な育成及び評価の状況】若年技術職員 3 名 ÷ 技術職員数 8 名 = 37.5% > 15% → 該当
- ②【新規若年技術職員の育成及び確保の状況】新規若年技術職員 1 名 ÷ 技術職員数 8 名 = 12.5% > 1% → 該当

② 審査対象年における取組を評価（一律1点）

新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合

- ・ 技術職員名簿（規則別記様式第25号の11別紙2）に記載されている職員のうち新規若年技術職員の育成及び確保の状況を確認できる書類の提示を求めます。
- ・ 審査基準日時点において、若年技術職員（審査基準日時点で満35歳未満）のうち、審査対象年において新規に若年技術職員となった人数を確認しますので、前審査対象年分（1期前）の経営規模等評価申請書（副本）を持参して下さい。
- ・ 若年技術職員（審査基準日時点で満35歳未満）のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1パーセント以上である場合、評価対象となります。

※決算期変更や合併・承継等、前審査対象年分（1期前）の経営規模等評価申請書（副本）では確認できない場合は、雇用契約書等の審査対象年内に新規若年技術職員となったことが明らかなことを確認できる書類の提示を求めます。

(2) 評価対象となる建設機械の範囲拡大（評価対象の上限15台に変更はありません。）

① 移動式クレーン

- ・ **つり上げ荷重が3トン以上**であることが確認できる「移動式クレーン検査証」の写し
 - ・ 建設機械の写真
- 上記2点の書類の提出を求めます。移動式クレーンの稼働確認は「移動式クレーン検査証」のみとなりますので、ご注意ください。

※クレーン（固定式）については、評価対象ではありません。

※審査基準日が有効期間内に含まれていることをご確認下さい。

② 大型ダンプ車

- ・ **車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上**で事業の種類として「建設業」を届け出、表示番号の指定を受けていることがわかる「自動車検査証」の写し

※「自動車検査証」において初度登録年月が審査基準日以前であること及び、審査基準日が有効期間の満了する日以前であることを確認します。

※大型ダンプ車の稼働確認は自動車検査証でのみ確認します。車体の写真は不要ですので、ご注意ください。

※審査基準日が有効期間の満了する日以前であることをご確認下さい。

③ モーターグレーダー

- ・ **自重が5トン以上**であることが確認できる「特定自主検査記録表」の写し
 - ・ 建設機械の写真
- 上記2点の書類の提出を求めます。

新たに評価対象となる建設機械についても、従前の取扱いと同様に、保有確認として審査基準日現在の建設機械の所有状況又は審査基準日から1年7か月以上の契約期間を有する建設機械のリース状況が確認できる下記のいずれかの書類の提出を求めます。

- ・ 売買契約書又は譲渡契約書
- ・ リース契約書

上記改正に伴い、平成27年4月1日～7月29日まで再経審が実施されます。詳しくは当課ホームページのお知らせに掲載しています、「審査項目及び基準の改正」をご覧ください。

(<http://www.pref.osaka.jp/kenshin/keisin/index.html>)